大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和７年６月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ダイレックス水原店

所在地　阿賀野市庄ヶ宮字沢田684番　外

設置者　日生不動産株式会社

２　変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）原信水原店

（変更後）ダイレックス水原店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）日生不動産株式会社　代表取締役　内藤　博　新潟県新潟市中央区上近江四丁目２番19号

（変更後）日生不動産株式会社　代表取締役　内藤　博　新潟県新潟市中央区上近江四丁目１番３号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社原信　代表取締役　原　和彦　新潟県長岡市中興野18番２　他１者

（変更後）ダイレックス株式会社　代表取締役　五味　肇　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

３　変更年月日

２－(1)、(3) 令和７年５月31日

２－(2) 平成30年５月７日

４　変更の理由

２－(1)、(3) テナントの入替のため

２－(2) 建物設置者の住所変更のため

５　届出年月日

令和７年６月１日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和７年６月27日から令和７年10月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援班

電　　話　025－280－5235

Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp